

平成23年2月26日 静岡新聞

社会面に掲載

県社労士会が労働紛争
解決センターを開設

静岡

いでの職場トラブルの
円満解決を目指す。
解雇や賃金不払い、セ
クハラ・パワハラなどを

県社会保険労務士会に
よる裁判外紛争解決手続
き(ADR)機関「社労
士会労働紛争解決センター
ー静岡」が25日、静岡市
葵区東鷹匠町の県社会保
険労務士会館内に開所し
た。ADRに精通した県
内の特定社会保険労務士
20人が「あっせん委員」
として業務に当たり、長
引く不況のあおりで相次

起因とした労働者と事業
主の個別労働関係紛争を
あっせんする。労務管理
の専門家である特定社労
士が、知識と経験を生か
して当事者双方の言い分
を聞き、和解に導く。
申し立てから約1ヶ月

49) 1101へ。

同区のもくせい会館で
行わされた開所式で、加藤
光久センター長は「社会
に必要とされる仕組み」
となるようなセンターを
目指したい」とあいさつ。

あっせん委員に任命書が
伝達された。申し立て手
数料は1件当たり315
0円。問い合わせは同セ
ンター静岡(電)054(2



社労士会労働紛争解決センターの開所を祝
った式典=静岡市葵区

トかかる裁判と比べ、
気軽に利用できるのがメ

リット」(同センター静
岡)という。